## SMC金融・経済マーケットレポート

Reporter Your Financial Brain SMC 豊島 健治

## 連帯保証の二面性 (社長保証免除の意味)

先月28日、東京三菱銀行が来年、担保も社長個人の保証も求めない中小企業向け新型融資を導入すると報じられた。日経新聞が一面トップで報じたのでご覧になった方も多いと思う。また、これに先立つ10月20日、第二地銀の京葉銀行が社長個人の保証を求めない無担保融資の取扱を10月から始めると報じられた。

昨年のりそな銀行に始まった完全無担保無保証融資の導入は、こうして大手銀行、地域銀行にも広まってきた。多分、こうした動きはこれからも続くだろう。最早、従来の金融慣行(担保保証主義)だけにしがみつくのは不可能な時代となったのだ。保守的な銀行も、そうした仕組みを導入しないと貸出を増やせない時代が到来したと判断するに至ったのだ。

これは、これまで担保と保証でがんじがらめにされてきた中小企業にとっては喜ぶべき動きと云えるだろうか。

多分、多くの社長はそう考えても不思議ではない。連帯保証に纏わる様々な悲劇を聞かされ見てきた者にとって完全無保証は朗報に違いない。私もそう思う。しかし、である。それはそうだとして、その裏に隠された意図を見なければならないと思うのだ。

先発のりそな銀行も、そして今回報じられた東京三菱銀行も完全無保証を選択した場合、保証型より2%程度借入金利が高くなる。京葉銀行は、貸出金額に対して一定率(0.3%程度)の手数料を徴求するのである。つまり「連帯保証は要らないからその分金利や手数料を出せ」という話なのだ。転んでもただでは起きない、というか、社長心理の足元を見透かす、というか、何とも嫌らしい関門を用意しているのである。

果たして、保証はお金に換算されるのだろうか。 これを理解するためには、連帯保証には二面性が あることを見ておく必要がある。

連帯保証には特定債務保証と根保証の二種類 あることは再三申し上げてきたが、そうした分類 とは別に、 代表者の保証、 代表者以外の保証 (親族含む)、という分け方がある。

代表者(社長)は、ご承知のように、個人保有

の資産の有無に拘わらず必ず連帯保証を求められる。これは同族中小企業に於いては「経営責任は全て社長にある」という考えに基づいている。つまりは、代表者(社長)の保証は経営責任の明確化という意味合いも強いのである。勿論、非常時の債権保全という意味合いもあるが、多くの場合、非常時には資産は既に散失してしまっているのが実態であり、その意味で連帯保証の有効性は高くはない。

一方、代表者以外の連帯保証は明らかに債権保全が目的である。「いざ」という時にために保証人となって貰うのである。だから銀行にとっては個人財産が多い方が「良い」連帯保証人であり、実際に弁済してくれる可能性が高くなる。

私は常々連帯保証人の追加要請には応じてはならないと云ってきたが、それは追加する目的が債権保全強化以外にないからだ。回収手段を強めるための連帯保証は後々問題が起こる可能性が高くなる。だから「該当する人はいません」とか「お願いしたが断られました」と回答することを勧めている。それで借入ができなかったらその金融機関とは縁がなかったと諦める他ない。

話は横道にそれたが、このように社長の連帯保証は債権保全にとってそれほど有効性はないのが実体である(と思う)。個人資産を担保に入れているではないかという話もあるだろうが、それは担保差入れの話で連帯保証と直接関係はない。社長に個人資産があって債権保全を図りたければ担保にとれば良いのである。必ずしも連帯保証人とする必要はない。

社長の連帯保証を不要とする銀行は、経営責任 の明確化という意味での連帯保証は外しても問 題ないと考えたのではないだろうか。

りそな銀行では完全無保証型融資を選択するより金利の低い連帯保証型融資を選択する社長の方が多いと聞く。多分、東京三菱銀行でも京葉銀行でも同じような結果となるのではないだろうか。連帯保証しようがしまいが自社の経営に責任を持つ、それが今置かれている日本の中小企業の現実なのである。

債権保全のための連帯保証と経営責任追及のための連帯保証。社長はこの二面性をよく理解し、金融機関の連帯保証制度への対応を見て欲しい。完全無保証型融資の登場を感心するだけでは間違うような気がする。

Weekly Fax Report 《複製・転載等はご連絡下さい》 2005.11.5(第485号)

TEL.0438-53-6092 FAX.0438-53-6096